

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決 算 特 別 委 員 会 環 境 厚 生 分 科 会	会 議 場 所 第 1 委 員 会 室	
		担 当 職 員 池 永	
日 時	平成 2 8 年 9 月 2 1 日 (水曜日)	開 議	午 前 1 1 時 0 5 分
		閉 議	午 後 3 時 4 2 分
出 席 委 員	馬 場 ○ 平 本 酒 井 富 谷 小 川 奥 村 福 井		
理 事 者 出 席 者	【健康福祉部】 栗林部長、辻村子育て・障害福祉担当部長 [地域福祉課] 猪上課長、佐々木社会福祉担当課長、今西福祉総務係長 [子育て支援課] 阿久根課長、森岡家庭・児童支援担当課長 [障害福祉課] 岸田課長 [高齢福祉課] 広瀬課長、高橋副課長、松本いきいき支援係長 [健康増進課] 塚本課長、中山副課長		
事 務 局	鈴木議事調査係長、池永主任		
傍 聴 者	市 民 - 名	報 道 関 係 者 - 名	議 員 - 名

会 議 の 概 要

1 開会

2 事務局日程説明

3 付託議案審査（説明～質疑）

[理事者入室] 健康福祉部

（ 1 ） 第 1 6 号 議 案 平 成 2 7 年 度 亀 岡 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 決 算 認 定

< 健康福祉部長 >

（あいさつ）

< 高齢福祉課長 >

（資料に基づき説明）

～ 1 1 : 3 5

[質疑]

< 馬場委員長 >

介護保険システム改修事業で、7億8200万円を繰り越した理由は。

< 高齢福祉課副課長 >

本来であれば平成28年度に制度改正し、28年8月から適用する内容である。負担限度額認定の制度は、低所得の人に対して施設入所時やショートステイ利用時の食事代等を軽減する制度であるが、28年8月から、これまでは勘案していなかった非課税年金、障害年金や遺族年金等を、その要件に加えることが介護保険法の改正で決まった。それに合わせてのシステム改修である。28年度でも良かったが、

27年度に改修しておく国庫補助の対象になるため計上したが、法令がおりてくるのが遅かったこともあり、繰り越しとした。

< 福井委員 >

特別徴収と普通徴収の違いは。

< 高齢福祉課長 >

特別徴収は年金からの天引きである。第1号被保険者の特別徴収は、老齢・退職年金の支給額が年額18万円以上の人を対象にしている。普通徴収は、それ未満の人を対象とし、納付書等で徴収している。

< 奥村委員 >

P289、介護予防施策事業経費の財源について、合計の100%とは別に、諸収入、介護予防事業一部負担金52万2500円が記載されているが、どういう意味か。52万2500円は、次頁の「主な経費」の中のどこに使っているのか。

< 高齢福祉課長 >

P290の表に「筋力向上トレーニング教室」から「ぼちぼち活動教室」まで記載しているが、一部、参加者から自己負担金を取っている。単価が2500円で参加者が209人であり、その自己負担分を一部負担金に計上している。

< 奥村委員 >

トータルが100%を超えるのではないか。

< 高齢福祉課長 >

その一部負担金52万2500円を引いた額に対しての100%である

< 平本副委員長 >

P293、住宅改修支援事業助成金57件とあるが、前年度から増加しているのか。

< 高齢福祉課長 >

前年度は76件であり、減少している。

< 平本副委員長 >

それは、一通り要望に応えられたので減少しているのか、それとも周知が足りないのか。

< 高齢福祉課長 >

住宅改修支援事業について説明すると、要支援・要介護の認定を受けていながらサービスを受けていない人が対象であり、介護予防住宅改修費の支給の申請に係り、介護支援専門員等が理由書を作成することに対しての助成金である。

< 健康福祉部長 >

介護保険の認定者のうち、サービスを受けていない人が対象となり、対象数が少ないということで理解いただきたい。

< 馬場委員長 >

P291、地域包括支援センターの設置・運営8400万円とある。各センターで額が異なるが、算定基準は。

< 高齢福祉課長 >

第6期の介護保険事業計画に係る委託料の基準額として、65歳以上の対象高齢者数が3千人未満の場合は1450万円、6千人未満の場合は1700万円、6千人以上の場合は1900万円となっている。各包括支援センターの対象高齢者数は、平成29年度末の担当区域の想定人口で算出している。地域包括支援センターあゆみが7763人、地域包括支援センターかめおかが5314人、地域包括支援センターシミズが7492人、地域包括支援センター亀岡園が2509人、地域包括支援センター友愛園が1922人で、その金額になっている。

<馬場委員長>

市が包括支援センターのそれぞれの対象地域の人数を算定し、確定しているのか。

<高齢福祉課長>

そうである。

<健康福祉部長>

担当している高齢者人口が3千人未満だと、専任職員2人、兼任1人、機能強化として専門嘱託1人という計算をする。3千人から6千人の場合は、専任職員3人と機能強化分の専門嘱託1人、6千人以上の場合は、専任職員3人、専門嘱託（相談員）1人、機能強化分の専門嘱託1人となっており、人件費分が算定基礎となっている。

<平本副委員長>

決算事項別明細書P311、法第22条の不正利得徴収金の詳細は。

<高齢福祉課長>

大津市にあるニチイケアセンターの算定誤りで、返還金が発生したものである。

<富谷委員>

P281、介護認定審査会委員について、各団体の人数が決まっているが、希望者が多い場合などは、どのように選ばれるのか。

<健康福祉部長>

医師会であれば、医師会に選任依頼し推薦いただいている。その他の団体についても代表団体に選任をお願いしている。

<富谷委員>

任期は2年だが、同じ人が再度選ばれることはあるのか。

<健康福祉部長>

現状としてはある。

<馬場委員長>

暫時休憩する。再開は午後1時とする。

～ 11 : 50

<休憩 11 : 50 ~ 13 : 00 >

[理事者入室] 健康福祉部

(2) 第 14 号議案 平成 27 年度亀岡市休日診療事業特別会計決算認定

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<健康増進課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

～ 13 : 06

(3) 第 11 号議案 平成 27 年度亀岡市一般会計決算認定 (健康福祉部所管分)

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<各課長>

(民生費まで、資料に基づき順次説明)

～ 14 : 13

<休憩 14 : 13 ~ 14 : 20>

<各課長>

(衛生費から、資料に基づき順次説明)

～ 14 : 45

[質疑]

[総務費]

(質疑なし)

[民生費]

<福井委員>

P 9 1、福祉医療費の助成は、こども医療費の補助とは別か。

<子育て支援課家庭・児童支援担当課長>

福祉医療の対象者になると、こども医療費の対象者であっても福祉医療を優先して適用する。

<福井委員>

P 9 3、改定亀岡市地域福祉計画の策定はどこに委託したのか。

<地域福祉課社会福祉担当課長>

(株)日本出版である。

<福井委員>

(株)日本出版は、他のまちの地域福祉計画も手がけているのか。

<地域福祉課社会福祉担当課長>

南丹市の地域福祉計画も手がけていた。平成17年制定の、最初の地域福祉計画も(株)日本出版によるものである。また今年度の社会福祉協議会の地域福祉支援計画も、(株)日本出版と聞いている。

<福井委員>

P 10 5、いきいき長寿プラン推進協議会の報償金は、1人1回千円ということか。

<高齢福祉課長>

単価は5千円である。協議会を2回、検討部会を3回開催した。協議会自体は16人で、1回目に9人、2回目に13人参加された。検討部会は6人で、対象者4人が3回参加されて合計12人である。

<健康福祉部長>

公人は除き、民間から出てもらっている人に支給するものである。

<高齢福祉課長>

協議会の委員16人中、報償金対象者は14人、検討部会の委員6人中、報償金対象者は4人である。

<福井委員>

P 1 2 0、ひとり親家庭等生活支援・相談事業経費。財源に、高等職業訓練促進給付金等事業費補助金 4 8 0 万 4 千円とあるが、成果・実績では 4 4 2 万 8 千円となっている。4 分の 3 の補助金なので、普通は補助金の方が少ないはずではないか。

< 子育て支援課家庭・児童支援担当課長 >

予算ベースで国庫補助金を申請している。実績での精算が翌年度であり、決算の時点では、補助金の方が高くなっている。

< 福井委員 >

返還するということか。

< 子育て支援課家庭・児童支援担当課長 >

そうである。

< 酒井委員 >

P 1 2 8、法内扶助費について、財源を見ると、国庫支出金と府支出金を合わせて 4 分の 4 になって全額のように見えるが、ずれている 3 億円ほどは何の経費なのか。

< 地域福祉課長 >

府支出金は、住所不定者に対する経費を支出するものである。住所不定者以外の分については、国庫支出金が 4 分の 3 で、4 分の 1 が市負担となっている。

< 健康福祉部長 >

生活保護法で支弁方法が決まっており、通常は 4 分の 3 が国庫、4 分の 1 が市町村となっている。ただ住所不定者、7 3 条該当者については、国庫が 4 分の 3、府が 4 分の 1 となり、市の 4 分の 1 の負担がないということになる。

< 酒井委員 >

P 1 3 2、地域医療連携推進経費について、4 0 0 万円も費用がかかるものなのか。総合交付金も平成 2 7 年度で終わりなのではないか。これだけの経費がかかる事業だったということか。

< 健康増進課長 >

4 款、衛生費であるが、答弁して良いか。

< 馬場委員長 >

答弁願う。

< 健康増進課長 >

主に人件費関係、嘱託職員や嘱託医師の報酬だけで 2 7 0 万円ほど必要である。その他、地域の各種講演会等を行い 4 0 4 万円となっている。平成 2 6 年度は 4 4 0 万 9 7 0 0 円であり、約 4 0 万円下がっているが、そのくらいの経費が必要である。

< 酒井委員 >

P 9 7、自殺対策事業経費について、精神保健福祉士の雇用ができなかったとのことであるが、成果・実績に記載されている支援は誰が行ったのか。

< 地域福祉課社会福祉担当課長 >

3 月の補正予算の時、精神保健福祉士の雇用に苦労しているという説明をした。その後、関係機関にお願いし、今年 5 月から雇用している。昨年は精神保健福祉士がいなかったが、支援を必要とする人は継続して存在しており、社会的孤立防止対策事業で雇用している地域福祉支援員という嘱託職員を中心に支援を継続してきた。精神保健福祉士ではないので、十分な支援ではなかったかもしれないが、一定、成果として記載している。

< 酒井委員 >

地域福祉支援員が 1 3 0 0 回近く支援したということか。

< 地域福祉課社会福祉担当課長 >

延べ回数なので一見非常に多いが、1回の電話が5分程度のこともある。特に精神的に不安定になった人は、今日も明日も明後日も心配だが、数週間すると落ち着いてこられることもよくあるので、回数的には多くなっている。

<酒井委員>

P104、シルバー人材センター運営補助金239万円はどのように算定しているのか。人件費なのか。

<高齢福祉課長>

高齢者の就業機会を開拓することにより、高齢者の生活を充実させるだけでなく、社会参加の促進や生きがい創出等に寄与している。重要な施策であり、安定的な運営がされるように補助金を交付しており、人件費が対象となっている。

<健康福祉部長>

国の基準があり、国の基準の全額を今までは出していたが、京都府が順次下げたので、それに応じて下げた。今は、国の助成額の2分の1、京都府と同額を助成している。国の助成は478万円である。シルバー人材センター自体、会員数や仕事量でランク付けされているが、そのランク付けに応じて国が補助金を出している。それに対して、府が239万円、2分の1を出しており、本市も府に準じて239万円を支出している。

<富谷委員>

P117、障害児保育経費について、民間保育園にはみらい戦略一括交付金が出ているが、公立保育所も障害児の受け入れを頑張っている。それぞれ何人受け入れているのか。

<子育て支援課長>

民間保育園は先ほど説明した通りであるが、公立保育所は平成27年4月1日現在、重度が26人、中・軽度が53人、合計79人である。

<富谷委員>

先ほど民間保育園は21人と言われた。公立保育所は補助なしでこれだけ多くの人を受け入れていると理解した。

<馬場委員長>

P119、児童虐待相談（通報）件数131件は、どういう内容か。

<子育て支援課家庭・児童支援担当課長>

昨年度が89件なので増加傾向だが、特に近年「面前DV」といい、DVが子どもの前で行われた場合、子どもが3人いれば3人について心理的虐待という扱いになり、本市だけではなく全国的に心理的虐待が増加傾向にある。本市においても、心理的虐待が5割を超えており、86件が心理的虐待である。次いで身体的虐待が25件、ネグレクトが20件となっている。虐待者は実母が最も多く86件、次に実父30件となっている。相談経路は、児童相談所からの通報件数が最も多く56件、続いて教育委員会から28件、その他警察や保健センターからの通報になっている。

<平本副委員長>

P113、難聴児補聴器購入費助成について、交付は1件であるが、申請も1件だったのか。

<障害福祉課長>

申請も1件であった。

<平本副委員長>

P90、災害時要配慮者支援経費について、同意者数が870人、不同意者数185人ということだが、災害時の情報共有の取り扱いはどうするのか。

< 地域福祉課社会福祉担当課長 >

災害が発生していない平常時から要支援者を把握しておかなければならないという法の趣旨があり、平常時から避難支援者に名簿を渡しても良いと同意された数が 870 人である。法の定めでは、災害が発生し住民の生命・財産に危険が及ぶと判断される場合は、同意・不同意に関わらずその名簿を避難支援者に提供できることになる。自治会や民生委員には、日頃は 870 人の名簿しか渡していないが、例えば台風等である一定の被害が出たと判断される場合には、全ての名簿を自治会や警察・消防等に提供するという段取りになる。

< 平本副委員長 >

その判断は誰が行うのか。

< 地域福祉課社会福祉担当課長 >

災害対策本部ということで、その役割を担っているのは健康福祉部である。

< 酒井委員 >

P 98、法人指導監査経費について、権限移譲されていきなり監査するのは大変だが、どれぐらいの人員・時間をかけて実施しているのか。また内容は。

< 地域福祉課社会福祉担当課長 >

金額だけ見たら経費はこの程度であり、資料や法人台帳作成等である。情報提供の郵送料も、最近はメールで送ることが多く、金額的にはこの程度である。しかし、内容は大きく重いものがある。特に一番大切なのは、担当職員の資質の向上である。平成 25 年の権限移譲当初は、その前年度頃から非常にたくさんの説明、資料、マニュアルを府から頂き、それにのっとなって一生懸命やっていた。当然ながら府も支援してくれており、毎年、初任者研修や経験者の研修等、情報提供や研修の機会を増やしてきている。それに繰り返し参加することにより、職員も資質の向上を目指している。

< 酒井委員 >

困った時には京都府がしっかりサポートしてくれているということか。

< 地域福祉課社会福祉担当課長 >

頼るべきは京都府というところがある。特に法人監査は今、法改正の最中であり、疑問点については逐一、保健所や京都府本庁と協議しながら、遺漏のないように進めている。

< 健康福祉部長 >

今の人員体制では正しい監査ができにくいと理事者からも指摘を受けている。専門職員、嘱託職員の雇用等、体制を整えたいと考えている。介護保険事業に係る監査も職員が行っているが、なかなか内容にまで踏み込みにくい。平成 29 年度は、それも併せて監査できる体制を考えている。

< 酒井委員 >

P 104、老人福祉センター管理経費等の「等」とは何か。老人福祉センターは 300 万円ほどではなかったか。

< 健康福祉部長 >

老人福祉センターは亀岡地区自治会館の名称も持っており、2 つの機能を合わせたものとなっている。指定管理していないので直営になっており、亀岡地区自治会連合会に日々の管理をお願いしている。管理経費は 200 万円である。残り 495 万 7200 円は環境整備を行った経費である。利用者が車を道路に止められ、警察からかなり注意を受けており、環境整備として埋め立てをしたり、樹木を切ったり、駐車スペースを設けたりしたものである。

< 小川委員 >

P 9 0、命のカプセルは誰が配付しているのか。

< 健康福祉部長 >

当初は嘱託職員を雇用して配付していたが、一定配り終えたので、その後は民生委員が戸別訪問している。約 9 1 0 0 人に配付している。冷蔵庫に入れていただき、いざという時には、救急隊員がそれを見て、連絡先・既往症等の確認に役立てていただいている。

< 小川委員 >

当初、数を多く作っておかれたのか。

< 高齢福祉課長 >

平成 2 1 年 1 0 月から開始し、現在、約 9 1 0 0 人に配付している。今年度は 7 件配付した。在庫はまだある状況である。

< 健康福祉部長 >

全部で 1 万個作成した。なくなれば準備する。

< 奥村委員 >

事項別明細書 P 1 0 9、ふれあいプラザ管理運営経費について、施設管理等業務委託料の支出があるが、予備費から充用して修繕料に 1 1 6 万 6 4 0 0 円支出している。これは施設管理の中に入らないのか。また、どのような修繕をしたのか。

< 健康福祉部長 >

事項別明細書 P 1 0 4、社会福祉費、予備費支出及び流用増減 1 8 7 万 9 2 0 0 円が予備費から充用した額である。一つは、P 1 0 9、ふれあいプラザ管理運営経費の修繕料に 1 1 6 万 6 4 0 0 円充用した。エアコンの修繕料であるが、管理運営からは外れる分ということで、施設設置者として対応した。もう一つは、P 1 1 9、総合福祉センター管理運営経費の中の修繕料である。予備費から 7 1 万 2 8 0 0 円充用し、エアコンを修繕したものである。

< 馬場委員長 >

事項別明細書 P 1 0 9、障害福祉推進事業経費、1 3 目 1 9 節へ 7 万 5 8 7 5 円流用とされているが、これはどこに反映されているのか。また、P 1 1 3、老人福祉費、繰出金の不用額の詳細は。

< 障害福祉課長 >

流用については、P 1 2 3、「1 目 1 9 節から流用」として 3 0 万 8 3 7 0 円と記載している。他のところからも流用しており、合計 3 0 万 8 3 7 0 円となっている。

< 馬場委員長 >

他からも流用しているということか。

< 障害福祉課長 >

そうである。合計の 3 0 万 8 3 7 0 円に 7 万 5 8 7 5 円が含まれている。

< 健康福祉部長 >

繰出金の不用額について、介護保険事業特別会計繰出金と後期高齢者医療事業特別会計繰出金の 2 つを足した金額が繰出金の予算額になっている。どちらから不用額が出たかは手元資料からは分かりかねる。

< 馬場委員長 >

後ほど回答されたい。

[衛生費]

< 福井委員 >

P 1 3 9、浴場組合補助金について、風呂屋は1軒だけになったと思うが、どういう組合か。

<健康福祉部長>

組合員は竹の湯だけになっている。

<福井委員>

補助金の額は風呂屋が減っても変わらないのか。

<健康福祉部長>

もう少し適正に出す方が良いとの意見を監査からも頂いている。平成29年度に整理したい。決算としては60万円、以前から出している金額を支出している。

[労働費]

(質疑なし)

[教育費]

<福井委員>

P 1 4 2、幼稚園管理運営経費について、健康福祉部と教育委員会のすみ分けはどうなっているのか。

<子育て支援課長>

健康福祉部は幼稚園の事務の補助事務という形で担当している。具体的に事務を分けている部分がある。修繕に関しても大きな施設の管理は教育委員会で、小さな修繕は健康福祉部で行う。入所関係は、子ども・子育て支援新制度が始まり、当課が担当している。職員についても、正職員以外の非常勤嘱託等の任用を行っている。

[歳入]

<馬場委員長>

府からの補助金が減らされていることはないか。

<健康福祉部長>

今報告を受けているところでは、暫定率を加えての減額はない。名称の若干の変更はあるが、今のところ補助率は維持されている。ただ、生活相談支援センターはもとも府がモデル事業として取り組んでいたものを、次の年度から市町村独自で行うことになった結果、お金がないということになっている。そういうものは見受けられるが、既定路線のものは継続している。ただ、障害福祉の地域生活支援事業は減額されている。国庫支出金が2分の1、府支出金が4分の1というルールだが、現状としては両方足して2分の1に満たない状況である。

<障害福祉課長>

P 1 1 1、地域生活支援事業に関しては、事務事業評価で説明する予定であったが、事業費としては1億3057万4549円である。しかし財源は国庫支出金が3024万4845円、府支出金はその半分の1512万2423円であり、事業費の3分の1程度となっているのが現状である。

<馬場委員長>

また事務事業評価で説明を願う。

<障害福祉課長>

なお、その件については、近畿福祉事務所長会から国に要望されている。

<健康福祉部長>

事項別明細書P 1 1 3、先ほど質問があった老人福祉費の繰出金の不用額について

説明する。介護保険事業特別会計繰出金の不用額が7459万4740円あり、ほぼ全額、介護保険事業特別会計への繰出金の不用額である。

<馬場委員長>

承知した。

<酒井委員>

歳入ではなく全体に関わることだが質問して良いか。

<馬場委員長>

構わない。

<酒井委員>

予算の時に指摘しているとおり、このところ扶助費関係がぎりぎりに見積もられている。民生費では予算より決算の方が少ないことが続いていた。平成23年度は1億6千万円、24年度は2億円、25年度は2億7千万円、26年度は4億円ほど決算の方が少なかった。しかし27年度にそれが逆転し、決算の方が当初予算より4億円増えている。保守主義の原則というか、支出がどのくらいになるか分からないからぎりぎりに見込むのではなく、傾向を見て必要な分は計上されたい。健康福祉部だけに指摘しても難しいかもしれないが、年度途中で補助金がついて事業ができるようになったといって増えているわけではないので、しっかり見込まれたい。12月定例会での大きな補正が常態化しないようにされたい。

<健康福祉部長>

できるだけ過不足がないように予算の見積りをするが、財政的な、全体的なことがあり、そのような結果になっていると考える。しかし、扶助費はないから出さないということはできない。頑張って予算編成していきたいと考える。

<酒井委員>

ないから出さないとは思っていないが、出さないといけないものを少なく見積もっている。

<馬場委員長>

的確な捕捉をされたいということである。

[理事者退室]

～ 15 : 35

<馬場委員長>

23日に事務事業評価を行うにあたり、事前の打ち合わせを行う。事務局から説明を。

<事務局主任>

(事務事業評価の流れ等説明)

<馬場委員長>

委員長は評価できないということで良いか。

<事務局主任>

そうである。

<馬場委員長>

23日の午前10時から引き続き審査を行う。全員協議会室で事務事業評価を行うので、よろしくお願いします。

散会 ～ 15 : 42